

福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の新設（更新）について

1. 歴史と文化の環境税新設（更新）の理由

本市は、地方分権一括法に基づき自主財源の確保のために、平成15年に法定外普通税「歴史と文化の環境税」を導入した。

本税を財源として歴史的文化遺産や観光資源等の整備活用、観光客のおもてなし施策、渋滞緩和対策などの事業に重点的に取り組んできたところである。観光客の増加や商店の売上げ増など一定の効果が表れており、引き続きこれらの施策に取り組んでいくためには今後も多くの財源を必要としている。

本市としては、将来のまちづくりの財源の必要性やこれまでの成果を踏まえて、本税を「継続する」との判断に至った。

なお、平成29年12月19日の太宰府市議会において、適用期間を3年延長する条例改正を提案し、議決を得たところである。

2. 歴史と文化の環境税の概要

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	*有料駐車場に駐車する行為
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人超29人以下の自動車 300円 乗車定員29人超の自動車 500円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（平年度）80百万円
課税免除等	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	（平年度）2.4百万円
課税を行う期間	3年間（平成30年5月23日～平成33年5月22日）

*有料駐車場…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの

3. 同意要件との関係

歴史と文化の環境税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

歴史と文化の環境税の課税標準は「有料駐車場に駐車する台数」である。駐車する行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）があるが、これは、資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け並びに役務の提供）に対して課されるものである。

これに対して歴史と文化の環境税は、駐車行為に対して課される税であり、課税の趣旨・目的等に照らしても実質的に課税標準が同じであるとは考えられない。従って、歴史と文化の環境税は、消費税等と課税標準を同じくするとはいえない。

② 住民の負担

税率は車種区分毎に50円から500円に過ぎず、過重な負担になるとはいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」

歴史と文化の環境税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えることは認められないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして
適当でないこと。」

歴史と文化の環境税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しない。

以上により、今回更新を予定している太宰府市歴史と文化の環境税については、地方税法671条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。